

a.利用手続きの流れ【R7年度・年度途中新規】

■申請から利用まで以下の手続きが必要です

…クラブへ来所あるいはダウンロードによる取得

…来所による手続き

申込み

- ・申込み期限は、前々月末日。
- 6月から利用したい方は4月末までに手続きを完了してください



日付:

事前に連絡の上クラブにお越しください(所要時間30分程度)

法人ホームページからダウンロードできます

申込書類・資料配布

- ・書類配布に際し、申込受付票の提出をお願いします
- ・申込書類・資料を配布し、手続きの説明を行います
- ・面接の日程調整をします。



日付:

保護者とお子さんでクラブにいらしてください。所要30分程度

書類受付

- ・申込書類に不足や記入漏れが無いか、職員が確認させていただきます
- ・松戸市提出分の書類(一部)は職員が確認後、法人から市に提出します
- ・育成支援に必要な書類をもとに「親子面接」を行います

面接



松戸市子ども居場所課から郵送

決定通知

- ・利用決定は松戸市が行い、利用決定通知書が郵送されます
- ・口座振替方法および利用料減免申請手続きについて、同封されています
- ・決定に関するお問い合わせやご質問は松戸市子ども居場所課にお願いします
- ・取下げを希望する場合は、利用開始前月20日までに「利用中止届」の提出が必要です。



日付:

事前に日程調整をした上でクラブにいらしてください。保護者のみでも結構です。所要30分程度

利用説明

- ・職員からクラブの生活や留意点について資料をお渡ししご案内します
- ・初めての利用について説明します



日付:

利用

- ・月1日よりご利用いただけます